## 報告第8号

専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解 について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日提出

## 愛西市長 日 永 貴 章

- \* 市長の専決処分事項の指定について
  - 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
  - 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

## 別紙

	事故							
番	専決処分					相手方の	所属	損害賠償
号	年月日	場	所	概	要	住所氏名	(氏名等)	の額
	発生年月日					住別以右	(八石寺)	
1	令和 4.11.14	愛西市	大井	自動火災報知機発報	により出動した		警備第3課	1,625円
		町六川	北151	消防士が現場確認のた	め天井裏へ進入		(中村 吏)	
		<b>———</b> 番地		して梁に沿って移動したとき、天井の石				
	令和 4.9.11			膏ボードを破損させ、村	目手方に物的損害			
				を与えたもの			·	